

## 第5章 事務事業編

### 5-1 対象施設

市の事務及び事業に関わる全ての対象施設については、平成29年3月環境省発行の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル Ver. 1.0」（以下「策定マニュアル」という。）に基づき、5施設に区分して、目標の達成状況等を評価します。

また、市の事務及び事業に関わる全ての温室効果ガスの削減対策を推進するため、公の施設の管理に関する権限を委任する指定管理者制度における指定管理者等に管理を委任・委託している施設（以下「指定管理者等施設」という。）についても対象に含め、指定管理者等の協力を得ながら排出量の把握と積極的な省エネ施策を進めていきます。

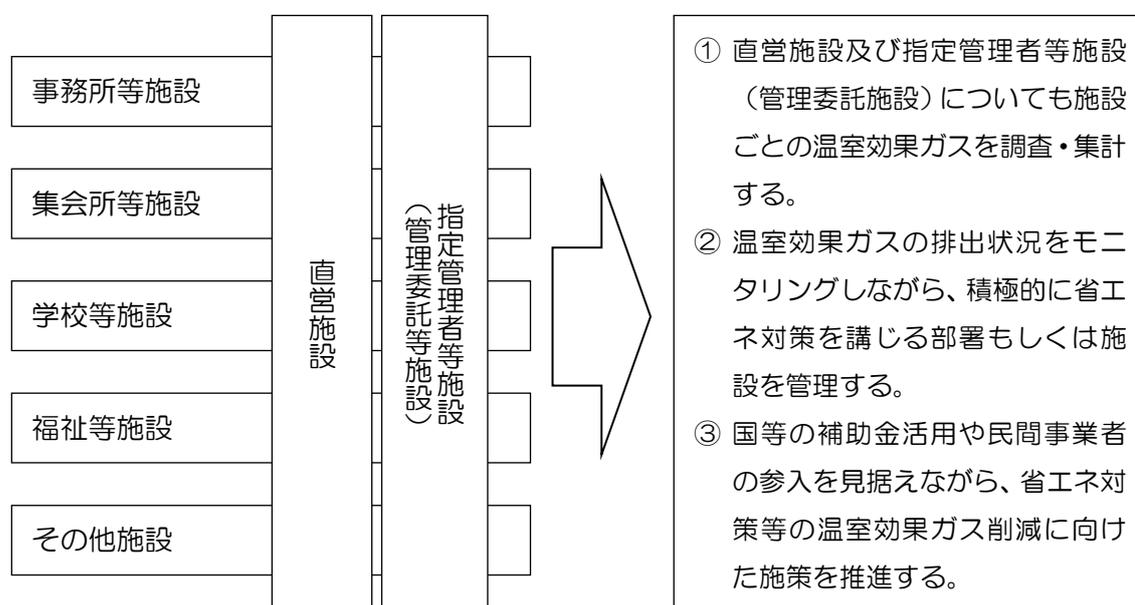


図 事務事業編の対象施設

表 策定マニュアルの用途分類に基づく建築物用途

用途分類	具体的な建築物用途
事務所等施設	官公署（庁舎等）、コミュニティ・センター、地区公会堂、市政窓口
集会所等施設	図書館、美術館、劇場・音楽ホール、多目的ホール、会議場、体育館、武道館、プール、グラウンド
学校等施設	保育園、小学校、中学校
福祉等施設	老人ホーム、障がい者支援施設、児童養護施設
その他施設	駐輪場、公衆トイレ、水再生センター

## 5-2 市の事務及び事業における温室効果ガスの排出状況

### (1) 温室効果ガス総排出量

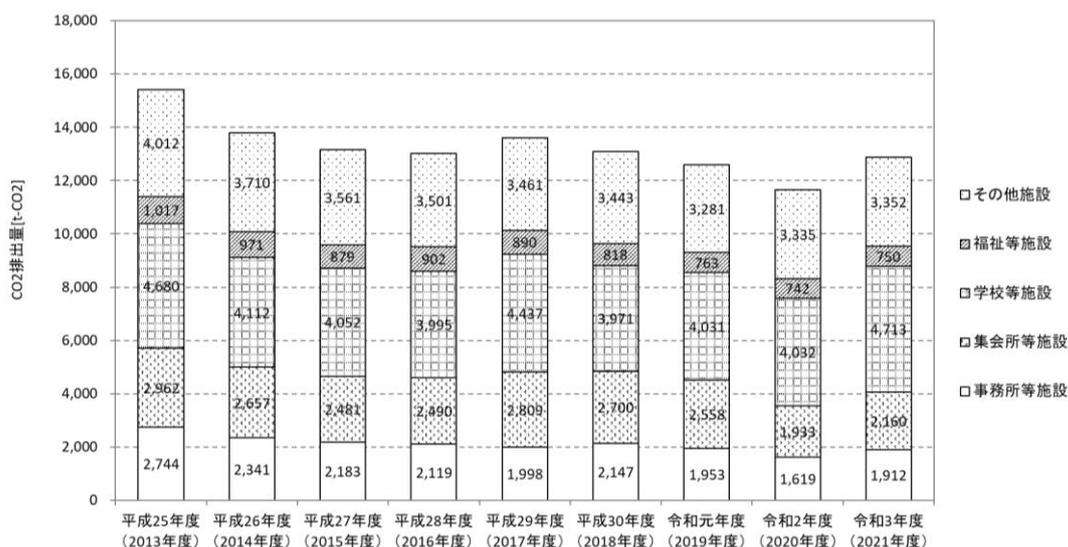
市では、平成14(2002)年に本計画を策定し、以降、第2期計画、第3期計画及び第4期計画として策定し、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

令和3(2021)年度の市の事務及び事業に伴う総排出量は、12,886.6t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度(平成25年度)に対して2,527.6t-CO<sub>2</sub>(16.4%)の減少となっています。

年度ごとの合計でみると、平成25(2013)年度から平成28(2016)年度までは緩やかに減少し、その後、平成29(2017)年度に588.1t-CO<sub>2</sub>の増加となっていますが、再度、令和2年度にかけて緩やかに減少し、令和3年度に再度増加しています。

施設区分別の状況を見ると、平成29年度に「集会所等施設」の排出量の増加が大きくなっていますが、その主因は、平成29年4月に三鷹中央防災公園・元気創造プラザが開設されたためであると考えられます。次いで「学校等施設」では、削減が進んでいません。これは、市立小・中学校において、児童・生徒数の増加に伴い、学級数が増加したことや、空調設備の整備を進めたことにより、排出量が増加したと考えられます。

なお、事務及び事業に伴う温室効果ガスの算定に際しては、「地球温暖化対策推進法」において算出方法が定められており、排出係数は同法に基づく値を用い算出しています。



※市の事務及び事業に伴う排出量は、「地球温暖化対策の推進に係る法律施行令」に基づき算出していますが、同施行令は平成22(2010)年に改定され、一部の排出係数が変更されました。また、本計画(事務事業編)における電気の排出係数は、環境省の「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)」に基づき、当該年数の1年前(n-1)年における実排出係数を用いて新たに算出を行っています。また、後述する事務事業編の範囲においても直営施設だけでなく、指定管理者等施設における排出量も含めています。そのため、過年度との報告による排出量の数値とは異なります。

図 三鷹市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量

施設別では、学校等施設が全体の36%を占め、次いでその他施設26%、集会所等施設17%、事務所等施設15%、福祉等施設6%となっています。

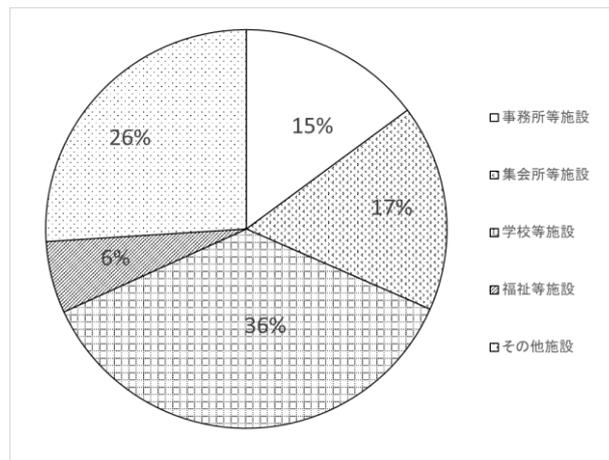


図 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和3（2021）年度）

## 5-3 市の事務及び事業に伴う将来排出量

### (1) 温室効果ガスの排出量の増減要因

#### ① 推計条件

市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量については、「地球温暖化対策推進法」において定められている排出係数により算出します。

本計画では、環境省の策定マニュアルに基づき、より実態に沿った推計条件を設定するため、各施設における年度ごとの契約先である電力事業者の基礎排出係数を用いています。

表 地球温暖化対策推進法に基づく排出係数（令和3年度）

対象項目		第一ガス 排出係数	第二ガス 排出係数	
燃料使用 ※1	ガソリン	2.322 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	—	
	灯油	2.489 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	—	
	軽油	2.585 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	—	
	A重油	2.710 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	—	
	液化石油ガス(LPG)	2.999 kg-CO <sub>2</sub> /kg	—	
	都市ガス	2.234 kg-CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>	—	
電気使用 (一般電気事業者)	東京電力EP	0.447 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	F-POWER	0.477 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	丸紅	0.379 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	東京ガス	0.369 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	アーバンエナジー	0.215 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	シンエナジー	0.483 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	日立造船	0.082 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	中部電力	0.406 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	ハルエネ	0.43 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	ホープ	0.473 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	出光グリーンパワー	0.207 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	Japan電力	0.462 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
	NFパワーサービス	0.464 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	—	
自動車の 走行	ガソリン ・LPG	普通・小型乗用車	0.00001 kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000029 kg-N <sub>2</sub> O/km
		軽自動車	0.00001 kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000022 kg-N <sub>2</sub> O/km
		普通貨物車	0.000035 kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000039 kg-N <sub>2</sub> O/km
		小型貨物車	0.000015 kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000026 kg-N <sub>2</sub> O/km
		軽貨物車	0.000011 kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000022 kg-N <sub>2</sub> O/km
		特種用途車	0.000035 kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000035 kg-N <sub>2</sub> O/km
	軽油	普通・小型乗用車	0.000002 kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000007 kg-N <sub>2</sub> O/km
		普通貨物車	0.000015 kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000014 kg-N <sub>2</sub> O/km
		小型貨物車	0.0000076 kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000009 kg-N <sub>2</sub> O/km
		特種用途車	0.000013 kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000025 kg-N <sub>2</sub> O/km
HFC-134a カーエアコンの使用		0.01 kgHFC/台・年	—	
一般廃棄物の焼却	一般廃棄物全量		0.00095 kg-CH <sub>4</sub> /t	0.0567 kg-N <sub>2</sub> O/t
	廃プラスチック類 ※2	合成繊維	624 kg-C/t	—
		合成繊維を除く	754 kg-C/t	—
下水処理		0.00088 kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.00016 kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>	

※1：燃料使用の排出係数は、施行令で設定されている単位発熱量と炭素排出係数より、二酸化炭素排出係数として換算した値です。(単位発熱量×炭素排出係数×44/12) [表中には小数点第3位までを表示]

※2：廃プラスチック類焼却の排出量算定に際しては、炭素換算重量を炭素分子量12で除し、二酸化炭素分子量44を乗じた二酸化炭素相当量(C×44/12)として算定しています。

#### ② 推計結果

平成25(2013)年度から最新の現状値把握が可能な令和3(2021)年度までの9年間のCO<sub>2</sub>排出量の実績値に基づき、回帰分析を行い、近似式を求めました。結果として、下

図に示すように減少傾向であることがわかります。

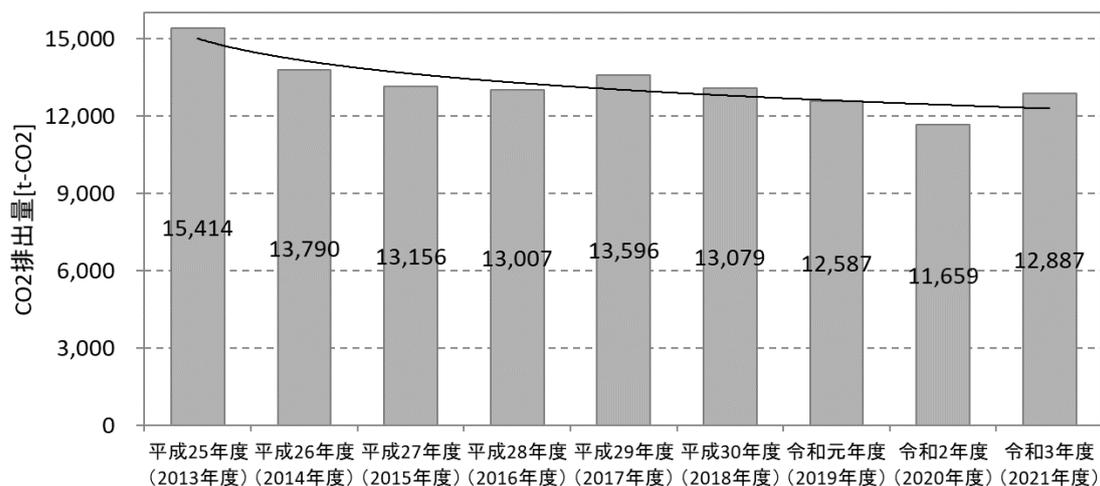


図 平成 25 年度から令和 3 年度の CO<sub>2</sub> 排出量の実績値

上図の実績値から得られた近似式と建物の統廃合の状況を基に令和 12 (2030) 年度の市の事務及び事業に伴う CO<sub>2</sub> 総排出量を推計すると、下表に示すとおり 11,500t-CO<sub>2</sub> と予測されます。折れ線グラフは、基準年である平成 25 (2013) 年度の排出量を 100%としたときの各年度の排出割合を表しています。令和 12 (2030) 年度には 25.4%減少し、74.6%となる予測です。

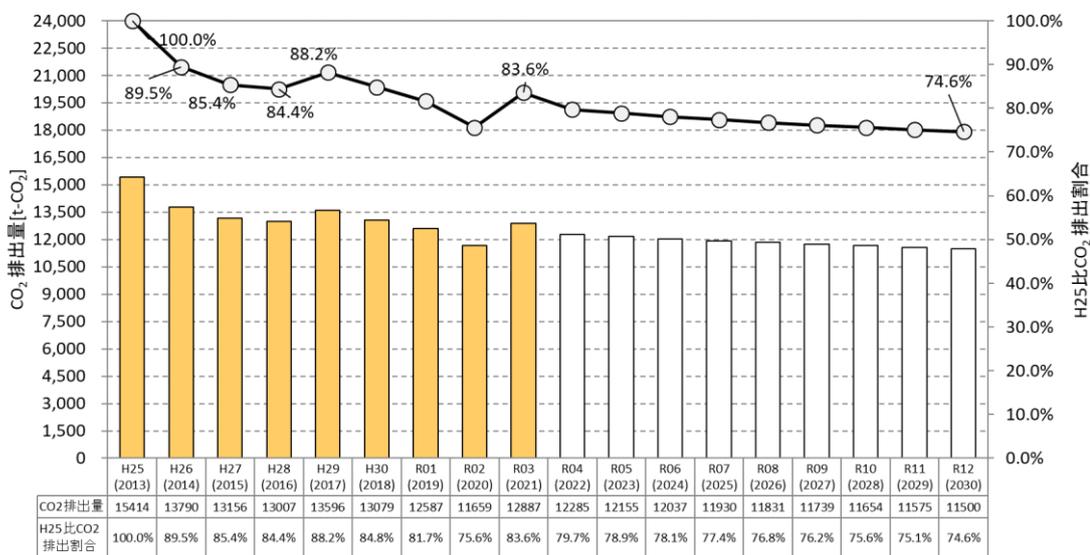


図 市の事務及び事業に伴う CO<sub>2</sub> 排出量 (推計値)

## 5-4 削減目標

### (1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、三鷹市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

基準年度：平成 25（2013）年度
計画期間：令和 5～12（2023～2030）年度
目 標：50%削減

第 4 期計画期間の温室効果ガス排出量を実績値から予測すると、令和 12（2030）年度には 25.4%の削減となり、減少傾向が見られます。一方で、国の地球温暖化対策計画の業務その他部門で示されている、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 51%の削減という目標数値と整合を図りながら、市の事務事業編の削減目標を設定する必要があります。

温室効果ガスの削減目標は、年平均 3.7%程度の削減を見込み、令和 12（2030）年度には 50%の削減を目標とします。

表 第 4 期（第 1 次改定）計画における削減目標

施設区分	基準年度	削減目標	
	平成 25 年度 排出量	令和 12 年度 排出量	削減率
事務所等施設	2,744 t-CO <sub>2</sub>	1,372 t-CO <sub>2</sub>	50.0%
集会所等施設	2,962 t-CO <sub>2</sub>	1,481 t-CO <sub>2</sub>	50.0%
学校等施設	4,680 t-CO <sub>2</sub>	2,340 t-CO <sub>2</sub>	50.0%
福祉等施設	1,017 t-CO <sub>2</sub>	508 t-CO <sub>2</sub>	50.0%
その他施設	4,012 t-CO <sub>2</sub>	2,006 t-CO <sub>2</sub>	50.0%
合計	15,414 t-CO <sub>2</sub>	7,707 t-CO <sub>2</sub>	50.0%

※四捨五入を行っているため、各施設区分の削減目標値の総和と合計値の値が一致しません。

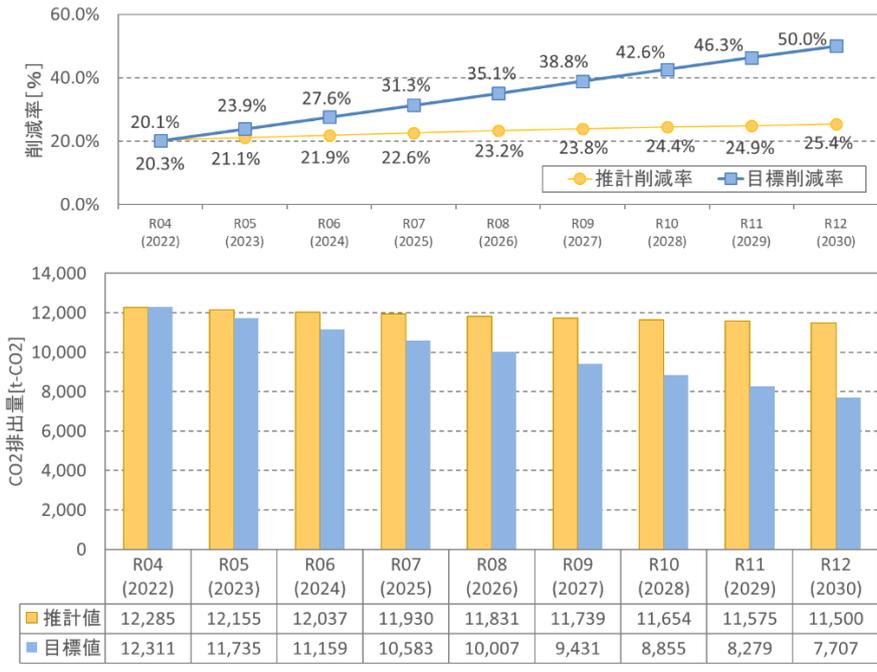


図 目標値と推計値の推移

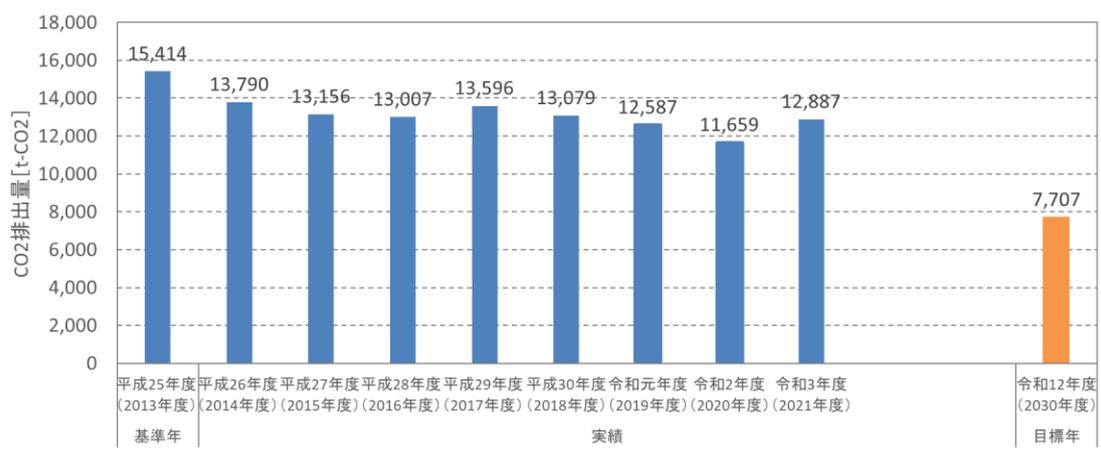


図 基準年と目標年

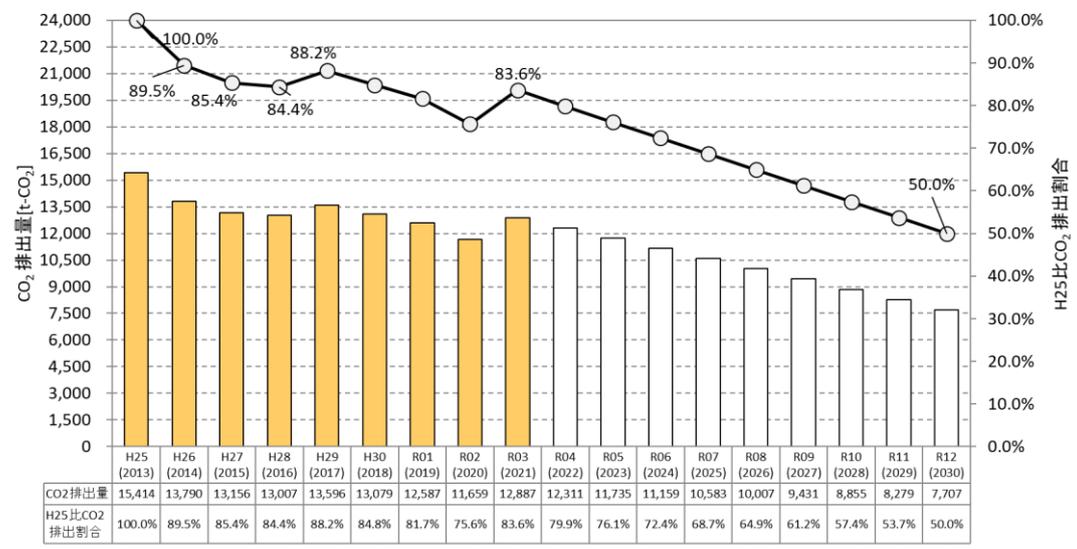


図 市の事務及び事業に伴う CO2 排出量 (計画値)

## 5-5 目標達成のための取り組み

### (1) 取り組みの基本方針

市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた基本的な方向性を以下のとおりに定め、温室効果ガス総排出量の削減目標達成を目指して、取り組みを積極的に推進していきます。

#### ■ 更なる省エネルギー活動の推進

- ✓ 市内の公共施設において太陽光発電設備、太陽熱利用設備、蓄電池等のエネルギー機器の導入を推進します。
- ✓ 太陽光・風力・バイオマス等の再生エネルギーの導入を推進します。
- ✓ 施設や設備の利用実態に応じて、高効率な照明機器及び熱源を使用できる省エネ型高効率機械設備（空調機器・熱源・受電設備等）への更新を図ります。
- ✓ 公用車等においてハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池車等の次世代自動車 ZEV の導入促進に努めます。
- ✓ 電気自動車充電設備設置を促進します。
- ✓ 災害用電源の確保として、避難所等の公共施設においては、防災・減災と脱炭素化の同時実現のために太陽光発電や蓄電池等の再生エネルギー・蓄エネシステム（自立・分散型エネルギー設備）の導入に努めます。

#### ■ 温室効果ガスの削減に寄与する公共施設や設備の更新・改修・管理

- ✓ 施設改修の際には、建物の高断熱化、設備機器の高効率化、自然エネルギーの利用を図ります。
- ✓ 公共施設の更新時には、ZEB 化を進めます。
- ✓ 太陽光発電や地中熱等自然エネルギーの導入により、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。
- ✓ 公共施設の建替え、市立小・中学校の大規模改修工事及び空調設備の整備を実施する際には、エネルギーの効率的な利用や地球温暖化対策を考慮して進めていきます。
- ✓ 公共施設で使用する電力は、温室効果ガス排出係数の低い事業者と契約します。

#### ■ カーボン・マネジメント体制の運用

- ✓ 地球温暖化対策を推進していくため、「みたか E-Smart」の PDCA サイクル運用によるカーボン・マネジメントを図ります。
- ✓ 温室効果ガス排出量の算定に係る事務局の事務負担の効率化を目指して、温室効果ガス排出量算定システムを導入します。

#### ■ 職員の日常的な事務及び事業における省エネ活動

- ✓ 職員一人ひとりが日常的な事務活動や施設管理において、省エネルギーや廃棄物削減等に取り組みます。
- ✓ 定期的に温室効果ガス総排出量の排出状況等を全職員に周知するとともに、省エネの取り組みの必要性や効果を市民や事業者へ普及・啓発する等、協働・連携した地球温暖化対策を推進します。

## (2) 設備改修・更新による取り組み（ハード面）

施設の老朽化や不具合等の状況を注視しながら、施設の改修や設備の更新の際に、以下のような取り組みによる省エネを進めていきます。

表 設備更新に係る主な取り組み

項目	取り組み内容
省エネ型建築物への更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設における太陽光発電設備、太陽熱利用設備、蓄電池等のエネルギー機器の導入</li> <li>・ 公用地における太陽光発電設備の導入</li> <li>・ 公共施設における屋上緑化などの自然を活かした省エネ建築物の導入の検討</li> <li>・ 施設の更新時における建築物の断熱構造化や ZEB 化、採光・通風の最適化の検討</li> <li>・ 省エネ型・高効率型の設備機器や外皮性能を向上させる高断熱化・高気密化等の積極的な導入</li> </ul>
照明機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の照明を蛍光灯から順次 LED 化</li> <li>・ トイレや廊下等人感センサー付き照明器具の導入推進</li> <li>・ 自動制御型照明設備の導入等照明の自動コントロール化の促進</li> <li>・ 街路灯・防犯灯の LED 化</li> </ul>
空調等熱源機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒートポンプシステム等省エネルギー型設備の導入</li> <li>・ 経年変化等により効率が低下したポンプの更新</li> <li>・ ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるように運転方法を調整するとともに、再生可能エネルギーを活用できるように燃料転換を推進</li> </ul>
OA 機器 ・ 電化製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な運用数量の見直し</li> <li>・ 省エネルギータイプの OA 機器や電化製品の採用</li> </ul>
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電等の自然エネルギーを利用した発電設備の導入（導入可能な施設のうち、令和 12（2030）年までに 50%以上の施設で導入）</li> <li>・ 地中熱利用等の自然エネルギーを利用した熱源負荷軽減の検討</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備更新時におけるトップランナー方式に適合する製品の積極的な採用</li> <li>・ 省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う ESCO 事業の導入検討</li> <li>・ 省エネルギー効果を定量的に把握するためのエネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入</li> <li>・ 公用車の買い替え時における電気自動車（EV）、燃料電池車等の次世代自動車の優先的な導入</li> <li>・ 電気自動車充電設備の設置を促進</li> <li>・ 雨水を有効に利用する設備の導入</li> </ul>

### (3) 運用改善による取り組み（ソフト面）

温室効果ガスの削減には、職員一人ひとりの温室効果ガス排出量の削減に向けた意識が重要です。市民サービスや行政事務に影響のない範囲で省エネルギーに向けた取り組みを推進します。

表 職員の日常業務に関する取り組み

項目	取り組み内容
照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明を使用しない場所、時間帯におけるこまめな消灯</li> <li>・照明設備の間引きの実施、窓側の照明の消灯</li> <li>・計画的、効率的な業務の遂行による時間外勤務の縮減</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設定温度の最適化や使用しない部屋、時間帯における冷暖房の停止</li> <li>・ブラインド・カーテンの活用や緑のカーテンの設置による日射量の調整</li> </ul>
熱源機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源機器の適正運転の励行</li> <li>・燃焼設備の定期的な点検</li> <li>・ガスコンロ等の沸かしすぎに対する注意喚起</li> </ul>
OA 機器・電化製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用しないOA機器、電化製品等の主電源のカット</li> <li>・長時間使用しない機器の省エネモードの設定</li> </ul>
衛生周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ使用時の水量調節による日常的な節水の励行</li> <li>・暖房便座の温度設定について、こまめに調整</li> </ul>
意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みたか E-Smart」や環境啓発誌「こんぱす」による職員への意識啓発</li> <li>・移動の際には公共交通機関や自転車を積極的に利用</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季の温水使用を必要最低限に抑制</li> <li>・クールビズ、ウォームビズの励行</li> <li>・ノー残業デーの励行等による計画的、効率的な業務の遂行</li> <li>・COOL CHOICE（※1）の推進と市民との協働による取り組みの加速化、普及啓発</li> </ul>

※1 『COOL CHOICE』は、国の温室効果ガス削減目標（2030年度の温室効果ガス排出量26%削減）を達成するために、省エネや環境負荷低減の行動、温暖化対策につながるあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。



表 省資源・リサイクルに関する取り組み

項目	取り組み内容
ペーパーレス化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用したペーパーレス化</li> </ul>
用紙・事務用品（使用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面印刷、両面コピー、裏面活用の徹底</li> <li>・資料の簡略化やファイリング等による共有化による用紙の削減</li> <li>・庁内情報システムの活用や文書の電子化</li> </ul>
用紙・事務用品（購入）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙配合率の高い再生紙の購入</li> <li>・印刷物は古紙配合率の高い再生紙を使用</li> <li>・納入物品等の包装に関する簡素化の要請</li> <li>・環境負荷が小さなグリーン購入の推進</li> </ul>
廃棄物の減量化・再資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルの推進</li> <li>・使用済み封筒、ファイル等の再利用</li> <li>・割り箸・紙コップ、ストローやペットボトル等の使い捨て製品の使用の自粛</li> <li>・詰め替えやリサイクルが可能な製品の購入</li> <li>・ごみの分別徹底と再資源化</li> </ul>

表 建築物における運用改善の取り組み

項目	取り組み内容
空調機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フロン排出抑制法に基づく定期点検の実施</li> <li>・ 空調機器のフィルター類の定期的な点検・清掃を行い送風効率を向上</li> <li>・ 冷暖房の温度・風量の最適化</li> </ul>
熱源機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱源機器の定期点検・適正管理</li> <li>・ 熱源機器の温水出口における適切な温度設定</li> </ul>
照明機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明器具の定期的な清掃</li> <li>・ 自動販売機照明の適切な消灯</li> </ul>

表 市民、事業者、行政の相互連携による取り組み

項目	取り組み内容
周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ、環境レポート等を通じた、ごみの排出抑制（リデュース）、製品等の再利用（リユース）、資源としての再利用（リサイクル）、ごみの分別・排出についての周知・啓発</li> <li>・ マイバック運動やレジ袋削減・過剰包装の抑制、事業者と協力したごみ減量化、リサイクルの取り組みの推進</li> <li>・ ごみの減量やリサイクルについての啓発活動の実施</li> </ul>
分別収集の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの再資源化を進めるため、プラスチックごみ等、資源ごみの分別収集の継続的な推進</li> <li>・ 生ごみの再資源化・再利用の推進</li> </ul>
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民による古紙等の回収作業や、生ごみの堆肥化等の取り組みに対する支援</li> <li>・ 情報提供による住民間でのリデュース、リユース、リサイクル運動の促進</li> </ul>

表 公共交通及び公用車に関する取り組み

項目	取り組み内容
運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近距離移動時における自転車の利用促進</li> <li>・ 鉄道・バス等の公共交通機関の利用促進</li> <li>・ 公用車の乗り合わせの促進</li> <li>・ 公用車の定期的な点検・整備の実施</li> <li>・ アイドリングストップの実施</li> <li>・ 急発進の抑制等エコドライブの実施</li> </ul>

表 関係事業者等への環境意識向上に関する取り組み

項目	取り組み内容
運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな委託契約の締結時や契約更新時における仕様書や協定書、契約書等に温室効果ガス排出量削減等、環境負荷低減のための取り組みに協力することの明記</li> <li>・ 地球温暖化防止対策に関する職員及び関係事業者への研修機会拡充の検討</li> </ul>

## 第6章 気候変動の影響から生命・財産・生活を守る

### (三鷹市気候変動適応計画)

#### 6-1 気候変動適応法

##### (1) 背景

近年、気温上昇、集中豪雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加といった気候変動によると思われる影響が全国各地で発生しており、その影響は三鷹市にも顕在化しています。さらに今後、これら影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられます。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加えて、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要が求められたことから、気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく、平成30年6月に気候変動適応法が成立し、同年12月1日に施行されました。

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なるため、地域の実状に応じた施策を展開することが重要です。

##### (2) 目的

三鷹市においても今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そのため、三鷹市の気候・気象などの特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、安心して暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。そこで本章を「三鷹市気候変動適応計画」として取りまとめます。

なお、三鷹市の気候変動の影響に関する情報やデータの収集が困難なものもあるため、本章では、今後の取り組みに対する市としての基本的な方向性を定めるものとします。

##### (3) 上位計画及び関連計画との位置づけ

三鷹市気候変動適応計画は、気候変動適応法第12条に基づいて、三鷹市の地域気候変動適応対策の基本的な方向性を定めるものです。三鷹市地球温暖化対策実行計画と合わせて定めることとし、計画期間についても同様となります。

## 6-2 将来の気候変動影響

### (1) 三鷹市における将来予測される主な影響

三鷹市において重要度の高い将来予測される影響について整理しました。

表 三鷹市において重要度の高い将来予測される影響

分野	将来予測される影響
水環境・水資源	・野川等の水源である湧水の濁水の頻発化・長期化・深刻化
自然生態系	・野生生物の分布の変化 ・外来種の侵入・定着 ・ナラ枯れ等の病害虫の発生、樹木の枯死
自然災害	・浸水をおこす大雨事象の増加、土砂災害の発生件数の増加
健康・住民生活	・熱中症や感染症のリスク増加、短時間強雨等によるライフラインへの影響
産業・経済活動	・強い台風等による発電設備への被害 ・自然災害等によるサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
国民生活・都市生活	・短時間強雨や濁水の頻度の増加、強い台風の増加等による、インフラ・ライフライン等への影響
都市型農業	・品質・収量の減少（果樹、野菜等） ・新たな病害虫や雑草の発生（果樹、野菜等） ・暖冬による生育ステージの前進化や生育異常

### 6-3 気候変動適応策の基本方針

気候変動の「緩和策」によるCO<sub>2</sub>削減を進めてもなお、気候変動の影響は残ることから、それを回避・軽減するため、以下の基本方針を掲げて取り組みを推進するものとします。

#### ○基本方針1：科学的知見に基づく情報の収集

地域特性などに応じた適応策を検討・推進するにあたり、気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を活用して科学的知見・情報の収集・整理に努めます。

※気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）とは

「気候変動適応情報プラットフォーム（以下「A-PLAT」という。）」は、気候変動による悪影響をできるだけ回避・軽減し、また正の影響を活用した社会構築を目指す施策である気候変動適応策（以下「適応策」という。）を進めるために参考となる情報を、分かりやすく発信するための情報基盤です。

A-PLATは、利用者が適応策を検討するための活動支援を目的として、平成28年8月に立ち上げられました。平成30年12月に施行された気候変動適応法において、国立環境研究所は気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析・提供や、地方公共団体や地域気候変動適応センターにおける気候変動適応に関する取り組みに対する技術的助言などを行う役割を担うことが定められました。これを受け、国立環境研究所気候変動適応センターは、A-PLATを通じて気候変動影響や適応策に関する科学的知見や適応に向けた様々な取り組みなどの情報を発信し、新たに気候変動適応法に定められた役割を果たしています。

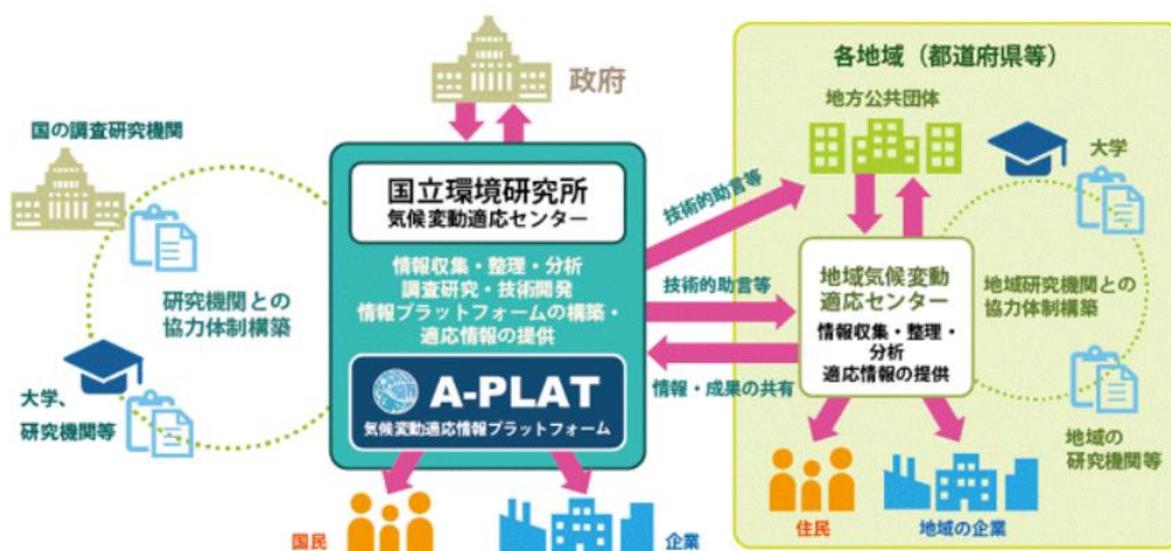


図 A-PLAT の概要

【出典】気候変動適応情報プラットフォーム HP

A-PLAT では、全国の様々な地域の方へのインタビューや、地域気候変動適応計画・地域気候変動適応センターに関連する情報をはじめ、地域の適応を進める上で有用な情報をテーマごとに紹介しています。

### ○基本方針 2：地域の実情に応じた気候変動への適応の取り組みの推進

各分野において将来予測される影響について、三鷹市の地域特性を勘案した適応の重点施策を推進します。

表 適応の重点施策

分野	適応の重点施策
水環境・水資源	モニタリング調査を通じた影響の把握、水環境の保全の推進
自然生態系	予測される気候変動の影響を考慮した、生物多様性の保全
自然災害	防災体制の整備や地域防災力の向上、治水対策などの推進
	三鷹市防災マップ（令和4年12月改訂）を活用した避難行動の検討
	通信環境の整備や通訳など、情報伝達体制の強化
	浸水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの更新
	都市型水害対策施設の視点を持った公園整備
	浸水被害の軽減が期待できる浸透ますの設置
	下水道施設の長寿命化、都市型水害対策の推進
経済活動・健康・住民生活	災害に強い都市基盤の整備推進
	防災都市づくりの検討
	保育施設、小・中学校、高齢者施設等における熱中症対策・予防の啓発
	災害時避難行動要支援者支援事業の推進
	事業継続計画（BCP）策定支援
	災害用電源設備の確保
	災害時における停電対策の充実を推進
公共施設（避難所）への自立電源（太陽光発電設備等）設置	
都市型農業	営農環境改善の推進

日常生活・運動に関する指針				
気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	注意すべき活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防のための運動方針
35℃以上	31℃以上		高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	すべての生活活動でおこる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重注意 激しい運動や持久走などの体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止する。
28～31℃	25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒 積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 死に事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

図 13 日常生活・運動に関する指針  
(出典) 環境省 熱中症予防情報サイト

図 日常生活・運動に関する指針

下水道施設は、汚水の排除・処理による公衆衛生の確保、雨水の排除による浸水の防除等、市民の安全で安心な生活を守るライフラインであり、多くの重要な役割を果たしている。災害（地震・水害）により下水道施設が被災した場合は、汚水の滞留による公衆衛生の悪化、未処理下水流出による河川の水質汚染、排水機能不全による浸水被害の発生など、市民生活に大きな影響を与えると同時に、下水道管の損傷による陥没等が交通障害を生じ、災害復旧等の遅れを招く可能性もある。

水害など震後の迅速な復旧を図るため、三鷹市下水道 BCP に基づき、訓練を実施している。



<三鷹市下水道 BCP に基づく訓練の様子>

### ○基本方針 3：市民、事業者等の理解及び行動の促進に資する情報の発信

気候変動への適応の重要性について、住民の理解・行動につながるよう、効果的な広報や啓発活動を行います。

A-PLAT では、全国で実施されている地域の適応策のインタビュー記事や、市民、企業、研究者なども含めた多様な主体との連携・協働のための情報を提供していることから、このような地域の適応策の事例も参考にして情報発信を行います。

平成 29 (2017) 年度から市や企業等と連携し、日傘の普及啓発に取り組んでいます。特に日傘になじみのない男性に焦点をあてた取り組みに力を入れています。

普及啓発活動として、日傘無料体験会、県・市町の男性職員が通勤やプライベートで率先して日傘を差す「日傘男子広め隊」の取り組み、企業と連携した日傘の普及などを行っています。

新たな取り組みとして期間限定の公式日傘ツイッターを新設し、日傘に関する情報発信を開始しました。また、企業から無償提供を受けた日傘を使い、県及び市の男性職員による日傘モニター事業や日傘の効果検証も実施しました。

また、企業との男女・晴雨兼用折畳傘の共同企画、県内百貨店・量販店との協働による「父の日に日傘を贈ろう」キャンペーンの実施、男性用日傘×クールビズ/着物・浴衣のファッションコーディネート提案などを行いました。また、協力する県内市町の数が増加し、自発的に日傘男子広め隊の活動やモニター事業に参加する男性職員が増えたことで、取り組みに広がりが出ました。



<埼玉県日傘男子広め隊>



<百貨店との連携による「父の日に日傘を贈ろう」  
キャンペーンPRイベント>

## 図 広報・啓発活動の事例

【出典】気候変動適応情報プラットフォーム HP より抜粋

## 6-4 適応策の取り組みについて

気候変動による影響は様々な分野に及ぶため、適応策も分野ごと、かつ分野横断的に実施することが必要となります。さらに、市民・事業者・市の主体ごとに適応に対する役割を明確にした上で、連携して適応策に取り組むことが重要となります。

表 適応における各主体の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 気候変動の影響への理解</li><li>・ 気候変動に関連する情報を積極的に収集</li><li>・ 影響に対処する取り組みを実行</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業活動での気候変動の影響を把握</li><li>・ 気候変動の将来予測を見据えた事業内容</li></ul> ※環境省「民間企業の気候変動適応ガイド」等を活用
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国等の関係機関との連携を強化</li><li>・ A-PLAT等を活用した気候変動に係る最新の情報を収集・発信</li><li>・ 気候変動適応策の進捗管理、見直し</li></ul>

本計画の適応策では、「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害」「経済活動・健康・住民生活」「都市型農業」の5つの分野における気候変動の影響について整理し、それに対する適応策を推進するものとします。

## 第7章 計画の推進に向けて

### (1) 推進体制・点検・評価

本計画については、市民、団体、事業者、市及び「みたか環境活動推進会議」といった地域の様々な主体が連携・協働して、計画を推進していきます。

庁内の取り組みについては、「みたかE-Smart」のPDCAサイクルの運用により推進、点検、評価を行います。

#### ●三鷹市環境保全審議会

計画の見直しや進捗管理について、総合的かつ計画的に推進するうえで必要な審議を行います。

#### ●みたか環境活動推進会議

市民、団体及び事業者から構成される組織で、省エネルギー活動を推進する人材の育成などを図り、ゼロカーボンシティの実現を目指した活動を進めていきます。

また、各種の講座や体験型イベントなどの開催を通じて、イベント参加者である市民の意見を広く集め、市とも共有を図ることとします。これにより、広く市民に啓発を進めるだけでなく、「みたか環境活動推進会議」を通じた計画推進への参加を図っていきます。

### (2) 進捗状況の公表

地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づき、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表することが義務付けられています。このため、市のホームページや広報等を通じ、計画の内容や温室効果ガスの総排出量等について広く公表します。

### (3) 職員の意識啓発

計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが地球温暖化を防止する担い手として意識を持つことが重要です。

このことから、職員向けに「三鷹市職員啓発広報誌こんぱす」を発行するとともに、必要に応じて、環境関連の資料等を用いた研修会や、講師を招へいた勉強会等を開催し、職員の環境に関する理解を深め、意識の向上を図るものとします。

## 資料編

### (1) 計画改定の経過

調整中

### (2) 用語解説

調整中